青森労働局からのお知らせ

令和７年６月

令和７年度労働保険（労災保険・雇用保険）年度更新期間のご案内

― 申告と納付はお早めに ―

◇申請期間◇
令和７年６月２日（月）～令和７年７月 10 日（木）
※電子申請は６月１日（日）から可能ですが、受付は６月２日（月）となります。

◇申告書の書き方等について◇
年度更新申告書の書き方及び申告・納付方法等の詳細につきましては、厚生労働省ホームページをご覧ください。
【労働保険年度更新に係るお知らせページ URL】
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/hoken/roudouhoken21/index.html

◇年度更新コールセンター◇
労働保険の年度更新に関して、コールセンターをご利用いただけます。
電話 0120－256－376（IP 電話・携帯電話からでもご利用になれます※通話料無料）
（開設期間）　令和７年５月 29 日（木）～７月 18 日（金）
（受付時間）　９時～17 時まで（土・日・祝日を除く）

◇電子申請◇
電子申請は時間帯を問わず、いつでも申請が可能です。是非ご利用ください。
【労働保険電子申請特設サイト URL】
https://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/hoken/denshi-shinsei/tokusetusaito.html

お問い合わせ先：総務部労働保険徴収室　℡０１７－７３４－４１４５

６月は「外国人雇用啓発月間」です

厚生労働省は、６月１日からの１か月間を「外国人雇用啓発月間」とし、「知って、守って、みんなで活躍　～外国人雇用はルールを守って適正に～」を今年の標語に、適正な外国人雇用に関する積極的な周知・啓発活動を行っております。
厚生労働省では、この月間を通して、事業主団体などの協力のもと、事業主を対象に労働条件などルールに則った外国人の雇用や外国人労働者の雇用維持・再就職援助などについて積極的な周知・啓発活動を行っていきます。
詳しくは、厚生労働省ホームページをご覧ください。
URL はこちら　https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_57493.html

お問い合わせ先：職業安定部職業対策課　TEL ０１７－７２１－２００３

業務改善助成金の概要、活用事例について

【概要】

○　事業場内で最も低い賃金（事業場内最低賃金）を３０円以上引き上げ、生産性向上に資する設備投資等を行った場合に、その設備投資等にかかった費用の一部を助成する制度です。

○　事業場内最低賃金の引き上げ計画と設備投資等の計画を立てて申請いただき、交付決定後に計画どおりに事業を進め、事業の結果を報告いただくことにより、設備投資等にかかった費用の一部が助成されます。

○　詳細や注意事項は、下記の厚生労働省ホームページをご確認ください。

＜申請期間と賃上げ期間について＞

	申請期間	賃金引き上げ期間
第１期	令和７年４月１４日～令和７年６月１３日	令和７年５月１日～令和７年６月３０日
第２期	令和７年６月１４日～申請事業場に適用される地域別最低賃金改定日の前日	令和７年７月１日～申請事業場に適用される地域別最低賃金改定日の前日

注）申請様式に記載漏れや誤り、必要な書類が揃っていない場合は、申請書類一式を返戻することになります。返戻の結果、申請期限を超過した場合は受付できませんので、期限には余裕をもって申請願います。特に地域別最低賃金改定日が近づくと返戻に一定の期間を要し期限を超過する場合があります。

＜賃金引き上げに当たっての注意点＞

賃金引き上げは、申請日より後に行う必要があります。また、地域別最低賃金の発効に対応して事業場内最低賃金を引き上げる場合、申請後から発効日の前日までに引き上げていただく必要があります。

＜申請時の注意点＞

申請前に行った賃金引き上げ、交付決定前に実施した助成対象設備の導入や経費の支払いは助成の対象となりません。

＜令和６年度からの主な変更点＞

・助成率区分が３区分から２区分となりました。
・事業主単位の年間申請上限額が６００万円となりました。
・大企業と密接な関係を有する企業（みなし大企業）は対象外となりました。
・基準となる事業場内最低賃金労働者の雇用期間が、「３か月以上」から「６か月以上」になりました。
・その他、申請に当たっては、最新の交付要綱・要領で助成要件をご確認いただき申請願います。

【活用事例について】

業務の効率化や働き方の見直しなどを実施して生産性向上を実現し、賃金の引き上げを行った事例を集めた冊子を作成しています。

「生産性向上のヒント集」
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/zigyonushi/shienjigyou/index.html

○　助成金の詳細は、厚生労働省ホームページの最新情報をご覧ください（検索名称「雇用・労働業務改善助成金」でも検索可能）
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/ zigyonushi/shienjigyou/03.html

○　お問い合わせ先　業務改善助成金コールセンター
電話番号：０１２０ー３６６ー４４０　受付時間：平日　９：００～１７：００

交付申請先：雇用環境・均等室　℡０１７－７３４－６６５１
関係資料：別添１（令和７年度業務改善助成金のご案内）

働き方改革推進支援助成金の概要、活用事例について

【概要】

○　生産性を高めながら労働時間の縮減等に取り組む中小企業・小規模事業者や、傘下企業を支援する事業主団体に対して助成するものであり、中小企業における労働時間の設定の改善の促進を目的としています。

＜業種別課題対応コース＞

生産性を向上させ、時間外労働の削減、週休２日制の推進、勤務間インターバル制度の導入や医師の働き方改革推進に向けた環境整備に取り組む中小企業事業主の皆さまを支援します。

＜労働時間短縮・年休促進支援コース＞

令和２年４月１日から、中小企業に、時間外労働の上限規制が適用されています。生産性を向上させ、時間外労働の削減、年次有給休暇や特別休暇の促進に向けた環境整備に取り組む中小企業事業主の皆さまを支援します。

＜勤務間インターバル導入コース＞

「勤務間インターバル」とは、勤務終了後、次の勤務までに一定時間以上の「休息時間」を設けることで、働く方の生活時間や睡眠時間を確保し、健康保持や過重労働の防止を図るものです。

勤務間インターバル制度の導入に取り組む中小企業事業主の皆さまを支援します。

＜団体推進コース＞

中小企業事業主の団体や、その連合団体（以下「事業主団体等」といいます）が、その傘下の事業主のうち、労働者を雇用する事業主の労働者の労働条件の改善のために、時間外労働の削減や賃金引上げに向けた取組を実施した場合に、その事業主団体等に対して助成するものです。

○　各コースの詳細や、ご利用の流れについては、下記の厚生労働省ホームページをご確認ください。

＜申請期限について＞

コース名	交付申請書　締切	事業実施期限	支給申請期限
＜業種別課題対応＞＜労働時間短縮・年休促進支援＞＜勤務間インターバル導入＞	令和７年１１月２８日（金）	令和８年１月３０日（金）まで	事業実施予定期間が終了した日から起算して３０日後の日または令和８年２月６日（金）の**いずれか早い日**
＜団体推進＞	令和７年１１月２８日（金）	令和８年２月１３日（金）まで	事業実施予定期間が終了した日から起算して３０日後の日または令和８年２月２７日（金）の**いずれか早い日**

注）申請様式に記載漏れや誤り、必要な書類が揃っていない場合は、申請書類一式を返戻することになります。返戻の結果、申請期限を超過した場合は受付できませんので、期限には余裕をもって申請願います。

【活用事例について】

業務の効率化や働き方の見直しなどを実施して生産性向上を実現し、労働時間等の設定の改善や賃金の引き上げを行った事例を集めた冊子を作成しています。

「生産性向上のヒント集」

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/zigyonushi/shienjigyou/index.html

○　助成金の詳細は、厚生労働省ホームページの最新情報をご覧ください（検索名称「雇用・労働　労働時間等の設定の改善」でも検索可能）

（労働時間等の設定の改善→働き方改革推進支援助成金→各コースをクリック）

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/jikan/index.html

お問い合わせ先：雇用環境・均等室　℡０１７－７３４－６６５１

関係資料：別添２（令和７年度働き方改革推進支援助成金のご案内）

職場における熱中症を予防しましょう

令和６年の青森県内における熱中症に係る労働災害（休業日数にかかわらず医療機関を受診した方）は、70 人であり、令和５年（184 人）より減少していますが、７月及び８月の発生が全体の７割を占めています。

このため、準備期間を含め６月から９月までをキャンペーン期間、７月及び８月を重点取組期間と定め、

STOP！熱中症 クールワークキャンペーン

を展開します。

以下の実施事項にご留意いただき、一丸となって熱中症を予防しましょう。

【本格的な暑さを迎える６月までにすべきこと】
（１） 労働衛生管理体制の確立（２）暑さ指数（WBGT）の把握の準備
（３）作業計画の策定（４）設備対策の検討（５）休憩場所の確保の検討
（６）服装の検討（７）教育研修の実施（８）緊急時の対応の事前確認等

令和７年６月１日に労働安全衛生規則が改正され、熱中症のおそれがある労働者を早期に見つけ、その状況に応じ、迅速かつ適切に対応することにより、熱中症の重篤化を防止するため、「体制整備」、「作業手順」、「関係者への周知」が事業者に義務付けられています。

【キャンペーン期間（6 月～9 月）にすべきこと】
（１） 暑さ指数の把握と評価（２）暑さ指数の低減（３）休憩場所の整備（４）服装
（５）作業時間の短縮（６）プレクーリング（７）水分・塩分の摂取
（８）暑熱順化への対応（９）健康診断結果に基づく対応（10）日常の健康管理
（11）作業中の労働者の健康状態の確認（12）異常時の対応

【重点取組期間（７月～８月）にすべきこと】
（１） 暑さ指数の低減効果を再確認し、必要に応じ対策を追加
（２） 暑さ指数に応じた作業の中断等を徹底
（３） 水分、塩分を積極的に取らせ、その確認を徹底
（４） 作業開始前の健康状態の確認を徹底、巡視頻度を増加
（５） 熱中症のリスクが高まっていることを含め教育を実施
（６）体調不良の者に異常を認めたときは、躊躇することなく、救急隊を要請

【参考情報等】
厚生労働省（職場における熱中症予防情報）
こちら ⇒ https://neccyusho.mhlw.go.jp/

お問い合わせ先：労働基準部健康安全課 TEL017-734-4113
関係資料：別添３（リーフレット「STOP ！ 熱中症 クールワークキャンペーン」）

令和７年度「全国安全週間」が実施されます

全国安全週間は、昭和３年に初めて実施されて以来、「人命尊重」という基本理念の下、「産業界での自主的な労働災害防止活動を推進し、広く一般の安全意識の高揚と安全活動の定着を図ること」を目的に、一度も中断することなく続けられ、今年で 98 回目を迎えます。

令和７年度の全国安全週間は、令和７年７月１日から７月７日までを本週間（６月１日から６月 30 日までを準備期間）とし、

「 多様な仲間と　築く安全　未来の職場 」

のスローガンの下、展開します。

この全国安全週間を契機として、それぞれの職場で、労働災害防止の重要性を認識するとともに安全文化の醸成を図るため、各事業場においては、全国安全週間及び準備期間中に次の事項について実施されるようお願いします。

① 安全大会等での経営トップによる安全への所信表明を通じた関係者の意思の統一及び安全意識の高揚
② 安全パトロールによる職場の総点検の実施
③ 安全旗の掲揚、標語の掲示、講演会等の開催、安全関係資料の配布等のほか、ホームページ等を通じた自社の安全活動等の社会への発信
④ 労働者の家族への職場の安全に関する文書の送付、職場見学等の実施による家族への協力の呼びかけ
⑤ 緊急時の措置に係る必要な訓練の実施
⑥ 「安全の日」の設定のほか、準備期間及び全国安全週間にふさわしい行事の実施

お問い合わせ先：労働基準部健康安全課　℡017-734-4113